

「地盤工学ジャーナル」編集委員会規程

平成 17 年（2005 年）11 月 30 日 編集委員会制定

平成 28 年（2016 年）9 月 14 日 編集委員会改訂

令和 3 年（2021 年）9 月 14 日 公益出版部会承認

目 的

1. この規程は「地盤工学ジャーナル」編集委員会(以下編集委員会という)が、「地盤工学ジャーナル(以下ジャーナルという)」を企画、編集、発行するために、円滑な運営を図ることをその目的とする。

編集の基本方針

2. 地盤工学ジャーナルは年 4 回の発刊であり、主に実務と現場に直結した学術・技術情報を出来るだけ早く多くの会員に配布することを目的に、情報発信媒体をウェブ活用の電子配信とした。主に、邦文主体の国内会員向けの論文集である。論文、ノート、報告、討議、研究展望、研究随想、現況報告は、当該分野における編集委員を含めた複数の専門家による査読結果に基づき、見識の高い専門家よりなる編集委員会において、ジャーナルの質を維持し、かつ読者の立場からの読みやすさにも配慮して、公正かつ慎重に掲載論文の選定と編集作業を行う。

委員会の構成と任期

3. 編集委員会には、委員長、副委員長および委員をおく。
4. 委員長は編集委員会の会務を総括し、委員会を代表する。副委員長は委員長を補佐する。委員は、委員長、副委員長を補佐し、論文査読の結果を総括し、編集委員会に報告する。
5. 編集委員の総数は 20 名程度とする。委員長、副委員長、ならびに委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、原則として再任の限度は 3 年とする。また、任期中に新たな会務に変更となった場合は、その時点から再任の限度を 3 年とする。
6. 編集委員会は、委員長が招集し、少なくとも年に 1 回開催する。
7. 委員の構成は、公益出版部会において会員の中から選出し理事会へ報告するものとし、原則として同一部局からの重複は避け、職域、専門領域を考慮する。

編集委員会

8. 編集委員会は、委員長のもとに編集にかかわる次の事項を審議し、承認あるいは決定する。編集委員会の議事は、論文審査員を伏せたうえで編集委員全員および公益出版部長に速やかに通知される。
 - (1) 投稿原稿の担当委員は、副委員長が決定する。
 - (2) 投稿原稿は、担当委員が取りまとめた査読結果をもとに委員長・副委員長・担当委員において審議され、採否は、委員長が決定する。
 - (3) 各号の目次の承認・決定。

- (4) 委員会予算案の承認。
 - (5) 投稿要領の変更案(公益出版部会へ諮り、理事会へ報告)
 - (6) 掲載料の変更案(理事会審議事項)
 - (7) 編集・審査の基本方針に関すること
 - (8) その他、公益出版部会、編集委員および事務局からの提案事項
9. 論文の応募、審査員、採否に関する事柄については厳密に守秘義務を負う。

査 読

10. 査読にあたっては、編集の基本方針に沿ったもので、本誌に掲載するにふさわしい原稿、すなわち大局的な見地から論文が相当数の読者にとって有益か否かによって採否を判定する。
11. 担当委員は、論文・ノート・報告・研究展望・研究随想については論文審査員の査読をとりまとめ、討議については担当委員が査読を行う。
12. 査読の要領は、論文審査員は「審査結果報告書」(別紙-1)に、編集委員は「担当委員用マニュアル」(別紙-2)に従う。
13. 「二重投稿」に関しては、以下のように定める。
- (1) 編集委員全員は、二重投稿に対して委員長に意見を述べることができる。
 - (2) 編集委員会にて二重投稿と認められた論文は、速やかに論文審査を中止する。
 - (3) 二重投稿の対象とする論文は、各学会および協会で認可された実質的に審査のある論文集に投稿もしくは掲載された、あるいは掲載が決定された論文とする。和文、英文の区別はしない。会議・学会のプロシーディングスおよびシンポジウム論文集、大学・研究機関の紀要、社内報等に掲載された論文は、速報性と資料性に重点を置いた論文(実質的な査読のない論文)とみなして、二重投稿の対象論文としない。ただし、二重投稿の対象論文としないためには、内容の進展と拡充が必要です。(「投稿要項」5の③)
 - (4) 二重投稿については、既発表論文との表記上の重複だけでなく、応募論文の主たる結論の新規性ならびに独創性からも判断する。論文採用の可否は、類似の程度ではなく、応募論文において新たに得られた結論の新規性、独創性によって決定される。
 - (5) 投稿論文の内容が既発表の論文と類似する場合には、論文担当委員が既発表論文との相違点を客観的に取りまとめ、既発表論文とともに編集委員会に資料を提出する。編集委員会は投稿論文の担当委員の求めに応じて、提出された資料に基づき投稿論文の二重投稿について審査する。
 - (6) 投稿論文に二重投稿の疑いのある場合には、編集委員会に諮り、必要に応じて論文著者に二重投稿に関する問い合わせ(確認書の送付)を行うことができる。著者の回答は編集委員会に提出し、担当者の取りまとめ意見とともに編集委員会にて客観的に審査を行う。
 - (7) 二重投稿を避けるために、論文応募時に、二重投稿をしていないことの誓約書とともに、著者の関連論文一覧表を提出させる。(「論文送付票(データベース記入用紙)」)
14. 「剽窃」に関しては、以下のように定める。
- (1) 編集委員全員は、剽窃に対して委員長に意見を述べるができる。
 - (2) 編集委員会にて剽窃と認められた論文は、速やかに論文審査を中止する。

学会事務局

15. 学会事務局は、編集委員会の運営を補佐し、連絡、調整、手配等の編集に伴う各種の実務を行う。

その他

16. 「地盤工学ジャーナル投稿要領」は別途定め、その変更は公益出版部会の承認を受けなければならない。
17. この規程によらないもの、あるいは不明確な点は、編集委員会と学会事務局が協議して対処することができる。
18. 規程の変更は公益出版部会の承認を受けなければならない。

(以上)